

●香川県告示第58号

海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定により、海岸保全区域を次のとおり指定する。

令和4年2月18日

香川県知事 浜 田 恵 造

沿岸名	海岸名	地区海岸名	海 岸 保 全 区 域
讃岐阿波	高松港	朝日(9)	<p>1 指定場所 高松市朝日町六丁目582番から 高松市朝日町六丁目587番まで</p> <p>2 指定区域 基点1から基点6までを順次結んだ線により囲まれた区域</p> <p>3 基点及び補助点の表示（座標は世界測地系により、角度の表示は真方位とする。） 基準点 四等三角点朝日（北緯34度21分42.2177秒、東経134度04分31.4448秒） 基点1 基準点から95度03分30秒、175.72メートル、高松市朝日町六丁目585番の表示杭 基点2 基点1から184度31分34秒、267.93メートル、高松市朝日町六丁目582番の表示杭 基点3 基点2から94度29分31秒、226.41メートル、高松市朝日町六丁目587番の表示杭 基点4 基点3から4度30分33秒、17.10メートル、高松市朝日町六丁目586番の表示杭 基点5 基点4から274度29分31秒、209.30メートル、高松市朝日町六丁目586番の表示杭 基点6 基点5から4度31分34秒、250.84メートル、高松市朝日町六丁目585番の表示杭</p>